新		IB		備考欄
第1条		第1条		
6 センターは、要綱及び細則の改正の反映およびポータルの適正な運用も		6 センターは、要綱及び細則をセンターホームページ		修正
しくは利用者の利便性の向上を意図して、利用者の了承を得ることなく随		(https//www.mre.or.jp)で公開しています。但し、要綱は評議員会の決		
時この規約を	変更することができます。利用者は、ポータルの利用開始を	議をもって、糸	田則は理事会の決議をもって改正され、改正された要綱及び	
もって変更後	の規約に対しても同意しているものとみなします。	細則はセンターホームページにおいて公表します。センターは、要綱及		
		び細則の改正に伴い、利用者の了承を得ることなくこの規約を変更するこ		
		とができます。利用者は、ポータルの利用開始をもって変更後の規約に		
		対しても同意	しているものとみなします。	
第2条 利用者が受けられるサービスは、次の2つに大別されます。		第2条 利用者が受けられるサービスは、次の2つに大別されます。		
第2条 利用有が受けられるサービス(無料版、有料版とも)		(1)教育研修履歴確認サービス		細則改訂に伴う修正
利用者は、教育研修(基礎教育と実務教育)の修了認定された履歴		利用者は、教育研修(基礎教育と実務教育)の修了認定された履歴		
を閲覧し、MR認定証の更新要件を満たしているか否かを確認する		,	、MR 認定証の更新要件を満たしているか否かを確認する	
ことができます。		ことができます		
(2) 学習コンテンツ提供サービス(有料版のみ)		(2)学習コンテンツ提供サービス		細則改訂に伴う修正
利用者は、MR テキストの閲覧、学習コンテンツを利用することがで		利用者は、教育研修履歴確認サービスに加え、MR テキストの閲覧		
きます。		の他、学習コンテンツを利用することができます		
	学習コンテンツ提供サービス		学習コンテンツ提供サービス	
利用可能な	教育研修履歴確認サービスに加え、次のサービスを	利用可能な	□教育研修履歴確認サービスに加え、次のサービスを	
コンテンツ	利用できます。	コンテンツ	利用できます・	軽微な修正
	③基礎教育年次ドリル		③基礎教育年次ドリル	
	8月1日から翌3月31日まで掲載されるドリルで、		8月1日から翌3月31日まで掲載されるドリルで、	
	270 問すべてを正解することにより、当該年度の基礎		270 問すべてを正解するまで続けることにより、当該	
	教育が修了認定されます。		年度の基礎教育が修了認定されます。	軽微な修正
	④更新時確認ドリル		④更新時確認ドリル	
	8月1日から翌1月31日まで掲載されるドリルで、		8月1日から翌1月31日まで掲載されるドリルで、	

新		IB		備考欄
	細則第28条第3項で定めた24問若しくは540問す		24 問若しくは 540 問すべてを正解するまで続けること	軽微な修正
	べてを正解することにより、MR 認定証の更新手続き		により、MR 認定証の更新手続きに進めます。ドリルの	
	に進めます。		出題数の違いについては、細則第28条第3項で示	
			しています。	
利用期間	毎年4月1日から翌3月31日までの1年間を利用	利用期間	毎年4月1日から翌3月31日までの1年間を利用	
	期間とします。		期間とします。	
	利用申し込みは、利用年度の3月末日まで受け付け		利用申し込みは、利用年度の2月末日まで受け付け	期間の統一
	ます。また、利用を更新する場合は、当該年度の4月		ます。また、利用を更新する場合は、前年度の3月月	
	より受付を開始します。		初より受け付けます。	
利用金額	1 アカウント 1 申込み 2,079 円 (税込み)	利用金額	1 アカウント 1 年間 2,079 円 (税込み)	解約条件の変更に伴
	センターは、ポータルの利用者数の増減、機能		センターは、ポータルの利用者数の増減、機能	う修正
	及び内容の充実等により利用料金を変更すること		及び内容の充実等により利用料金を変更すること	
	ができます。		ができます。	
第6条		第6条		
4 利用者は、第	4 利用者は、第1項の情報のうち電子メールアドレスに変更が生じた場合		4 利用者は、第1項の情報のうち電子メールアドレスに変更が生じた場合	
は、ポータルの「環境設定」において利用者自身で訂正してください。		は、ポータルの「環境設定」において <mark>ご自身</mark> で訂正してください。		軽微な修正
第8条		第8条		
 2 学習コンテンツ提供サービスにおいて、基礎教育年次ドリルは3月31日		2 学習コンテンツ提供サービスにおいて、基礎教育年次ドリルは3月31日		
の期限内に終了しなければ無効となり、当該年度の基礎教育は未修了となり		の期限内に修了しなければ無効となり、当該年度の基礎教育は未修了と		細則改訂に伴う修正
ます。		なります。		
3 学習コンテンツ提供サービスにおいて、更新時確認ドリルは1月 31 日の		3 学習コンテンツ提供サービスにおいて、更新時確認ドリルは1月31日の		
期限内に終了し	期限内に終了しなければ無効となり、当該年度内に MR 認定証の更新手続き		しなければ無効となり、当該年度内に MR 認定証の更新手	細則改訂に伴う修正

新	IB	備考欄
ができなくなります。	続きができなくなります。	
4 MR 認定証更新手続きは、原則として MR 認定証の有効期限内に行いま	4 MR 認定証更新手続きは、原則として MR 認定証の有効期限内に行いま	項を分割・修正
すが、当該年度の3月31日までに終えれば更新できます。	すが、当該年度の3月31日までに終えなければ、翌年度の8月1日以	
5 当該年度の3月31日までに終えなければ、翌年度の8月1日以降改め	降改めて更新時確認ドリルを行い、修了しなければ更新の手続きを行えません。細則第31条の定めによりMR認定証の有効期限が経過して4年を	
て更新時確認ドリルを行い、終了すれば更新の手続きが行えます。	超えた場合は、更新手続きはできません。再度 MR 認定試験を受験して	
	合格しなければ MR 認定証は交付されませんので、ご注意ください。	
6 細則第31条に定める特例の期限を超えた場合は、再度MR認定試験を		
受験して合格しなければ MR 認定証は交付されません。		
第9条 前条第2項、第3項、第4項及び第5項について次の場合は免責	第9条 前条第2項、第3項及び第4項について次の場合は免責事項と	修正
事項とし、センターは利用者の不利益とならないよう、代替措置を講じます。	し、センターは利用者の不利益とならないよう、代替措置を講じます。	
(ポータル利用の解約)	(ポータルの終了)	
第14条 MRO で以下のいずれかに該当する変更があった場合は、有料版	第14条 利用者は、いつでも所定の手続きを行うことにより、ポータルの利	解約条件の変更およ
の利用が解約となります。ただし、この利用解約において利用料として支払	用を終了することができます。但し、学習コンテンツ提供サービスの利用者	び条項分割
われた代金は一切返金しません。 (1) 企業間移動	として支払った代金は返金しません。	
(2) 企業から個人への移動		
(3) 個人から企業への移動		
2 前項による利用解約において、有料版利用中のドリル受講履歴は同一年		
度内に限り保存され、年度が変わると学習履歴および教育履歴のみ引き継		
がれます。		

新	旧	備考欄
(ポータルの提供の終了) 第15条 センターは、MR 認定制度の改定により、ポータルの提供を終了することができます。その場合、事前に十分な説明を行い、利用者の不利益とならないよう代替措置をとります。 第16条 センターは、ポータルの利用においてやり取りされる情報の保護のために、暗号化技術 SSL 通信を使用します。但し、これによりセンターが安全性を保障するものではなく、万一センターの過失なく技術的な問題で情報漏えい等の事故が起こった場合は、センターには責任は及ばないものとします。	2 センターは、MR 認定制度の改定により、ポータルの提供を終了することができます。その場合、事前に十分な説明を行い、利用者の不利益とならないよう代替措置をとります。 第 15 条 センターは、ポータルの利用においてやり取りされる情報の保護のために、暗号化技術 SSL 通信を使用します。但し、これによりセンターが安全性を保障するものではなく、万一センターの過失なく技術的な問題で情報漏えい等の事故が起こった場合は、センターには責任は及ばないものとします。	条項分割による新設
第17条 センターは、この規約の第1条第3項の定めのとおり、「個人情報の共同利用に関する管理規程」に基づいて利用者の個人情報の保護及び管理を行います。	第16条 センターは、この規約の第1条第3項の定めのとおり、「個人情報の共同利用に関する管理規程」に基づいて利用者の個人情報の保護及び管理を行います。	修正
	第17条 センターは、この規約の内容を随時変更することができるものとします。この規約を変更する際は、この規約の第1条第5項に定める手続きに基づき行うものとします。	削除
附則 (規約改定および施行) 令和4年3月1日に改定し、直ちに施行する。		追記